

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
1	揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド（案）	8ページ 2.事前準備（発電BGの設定：VPP）	確認	揚水蓄電池ガイドにおいて「単独発電機と同様に～発電場所ごとに単独BG化していただきます」と記載されており、これだけを見ると、1MW以下のリソースをアグリゲートして市場参入する場合には、発電BGはリソース単位で対応する必要があるように読みとれます。 これに対し、取引ガイドのスライド76,77<1-3.機器個別計測・低圧リソース導入 b.参入要件（4/8）>では「需要BGは小売単位、発電BGは非調整BG単位」と記載されております。取引ガイドにつきましては、低圧リソースの参入に向けた新規スライドであることからこれに準じ、低圧リソースを束ねたネガボジリスト・パターンについては、複数地点のリソースを束ねて発電BGを組成することが可能との理解でよろしいでしょうか。 システム変更の説明会の際にも同じ問題意識を提起してきたところですが、低圧リソースにつきましてはその特性上、スイッチングした場合などにアグリ側で小売電気事業者情報を能動的かつタイムリーに把握することができないことから、小売電気事業者情報ありきとした運用は現実的に対応が難しいものとなります。 とりわけ低圧の場合、スイッチング頻度が高いことが想定されることから、これに対する取扱いについてご教示願います。			低圧リソースを束ねたネガボジリスト・パターンについては、取引ガイド76・77スライドのとおり、複数地点のリソースを束ねて発電BGを組成することが可能です（「揚水発電設備または蓄電池設備を用いて需給調整市場に参入する場合の取扱いガイド」の対象明確化の観点から、当該ガイドの対象は受電電圧が高圧または特別高圧でかつ受電点参入であることを記載いたします）。 スイッチングにともなう参入要件不適合や応動不履行リスクについては、小売電気事業者とアグリゲーションコーディネータ間のネガワット調整金契約等の中で整理する内容であるため、需給調整市場が取り扱う内容ではないと考えております。アグリゲーションコーディネータが契約する小売電気事業者へ十分な説明をしていただきますようお願いいたします。
2	取引規程（案）	458ページ 2-8.マスタパターンおよび各リスト・パターンの変更 a.変更申請について	確認	【スイッチング、リソーストラブル等に伴う変更申請について】 属地TSOによる早期の変更対応の中で「リソースがスイッチングする場合、トラブルが発生した場合」と記載がありますが、以下の場合はどちらに該当しますでしょうか。 また、該当しない場合はどのように取り扱われますでしょうか。 <パターン> 低圧リソースにおいては同一の小売電気事業者で群を構成してリスト・パターンを形成いたしますが、アグリ側ではリソースの小売電気事業者情報をタイムリーに把握できないことから、群を構成するリソースが入札次点でスイッチングしていた場合、これに気づくことができません。このまま約定処理がされてしまうと、実需給日に応動ができた場合であっても、当該リソースは小売電気事業者情報が同一群と異なることから群に属することが認められません。 当該事象が発覚した場合の約定量、供出可能量ならびに取扱いについてご教示願います。			対象スライドについては、入札前における変更申請の内容を示していることから、ご提示のパターンは「リソースがスイッチングする場合、トラブルが発生した場合」のどちらにも該当いたしません。 約定量および供出可能量は約定処理された時点でのリソース情報で算定されますので、需要家のスイッチング等の状況が適切に反映されていない場合、当該地点を含むリスト・パターンで発動した調整電力量にて小売電気事業者のインバランス補正を行う際に、適切な小売電気事業者に対してインバランス補正が実施されないこととなります。 そのため、需要家のスイッチング等の状況については取引会員にて把握いただき、最新の情報にて適切にリスト・パターンに反映いただきますようお願いいたします。 なお、リソースがスイッチングする場合で、変更申請である場合は、属地エリアの一般送配電事業者の判断により、運用上可能な範囲で早期の変更が可能となります。
3	取引ガイド（案）	302ページ	確認	複合商品で約定した電源の差替において、差替先の電源が単一の商品だけになる場合も、複合商品の上限価格が適用されることでよいでしょうか（差替先が複数のユニットになった場合などに生じる想定） 例 <約定時> - 初期ユニットA：二次②・三次① …上限価格は「複合商品」 <差替時> - 差替先B：二次②・三次① …上限価格は「複合商品」 - 差替先C：三次①のみ …上限価格は「複合商品」【確認対象】			ご認識のとおり、複合商品に約定し、単独商品に差替えを行った場合でも、複合商品の上限価格が適用されます。
4	取引ガイド（案）	451ページ	確認	差替可能量の考え方が変更されており、以下2点について詳細ご教示いただきたい。 1．図の例オレンジの箱（一次のみの約定）に対し、二次①～三次①が差替可能量とならない理由 2．記載の例では約定札の中における商品毎の有効約定量は揃ってる（緑や黄色の箱が長方形）が、約定札の中で商品毎の約定量が異なる場合（凹凸や階段のような形）の考え方			まず、前提として、特定の商品区分(のみ)に約定しているΔkW容量相当については、既に不等時性を加味して必要な容量の約定が行われた結果であるため、他の約定札の差替え等に用いることはできません。 1．複合商品として差替えを行う場合は、それぞれの市場の商品ごとに、独立して供出できる必要があります。 3000kW-4000kWは一次調整力として確保されているため、他の二次調整力①～三次調整力①が単独で供出できる状況となっております。 2．一つの複合約定の内、商品ごとの約定量が異なる場合（図のような長方形ではなく、凹凸があったり階段状になる場合）は、凹凸のある形状を、それぞれ各商品の高さが均一となるよう、水平方向に切り分け、分解したそれぞれの層を独立した約定札としてみなします。 例1 凸型） 図中の淡い緑の長方形は、全商品が500kWで複合約定しているケースだが、仮に二次①だけ1000kWで多めに約定をしている凸型の形状であった場合、全商品500kWの複合約定の層と、二次調整力①の単独約定500kW約定（他商品は無効約定）となった層（凸の飛び出た部分）の2つに分解して、以降は図と同様の扱いとする。 例2 凹型） 一次調整力と三次調整力①は1000kW、他は500kWで複合約定した場合、全商品500kWで複合約定した層と、一次調整力と三次調整力①500kWで単独約定した層に切り分けて考える。 例3 階段型） 一次調整力と二次調整力①が500kW、二次調整力②は1000kW、三次調整力①は1500kWという階段型で複合約定した場合、全商品500kW複合約定の層と、二次調整力②と三次調整力①が500kW複合約定の層、三次調整力①の単独約定の500kW約定の層の3つに分解して考える。
5	取引ガイド（案）	623ページ	確認	一次・二次①を含んだ複合商品として入札した結果、同一コマでエリア別に約定商品が分割することで生まれる「一次・二次①が含まれない二次②・三次①のみの約定幅」についてもアセスメント緩和の対象でよいでしょうか。 例 一次・二次①・二次②・三次①の複合商品で入札⇒同一コマでエリアが分かれて分裂約定 Aエリア約定：一次・二次①・二次② Bエリア約定：三次① BエリアのΔkW約定量も合計して少量アセスメント緩和の対象となることで問題ないか。			ご認識のとおり、ご提示の例においてBエリアのΔkW約定量もアセスメントⅡの緩和の対象となります。

No	意見 提出対象	スライド番号 条番号	申出 区分	ご意見内容	具体的提案	理由	回答
6	取引ガイド（案）	623ページ	確認	電源差替え時のリソースも対象となるエリアは事前に公表いただけるのでしょうか。			電源差替え時に対象となるリソースのエリア（属地エリア）の公表については、いただいたご意見を踏まえ検討させていただきます。 なお、最新の状況については属地エリアの一般送配電事業者へお問合せください。
7	取引ガイド（案）	458ページ	確認	低圧におけるリストパターンも事前申請が必要になるということでしょうか？数千～数万単位のデバイスを扱う場合、このリストの修正が頻繁に行われてしまうことが懸念されます。リストパターンが扱う容量に大きな変更がない場合は、申請をスキップするようなことはできませんでしょうか？			受電電圧・参入点の内容に関わらず、リスト・パターンの内容を変更する場合は、事前審査を行う必要があります。 ただし、基準パターンの供出可能量±10%以内の範囲で、リスト・パターン内のリソース変更を希望する場合、派生パターンとして申込みすることが可能です。この場合、取引規程第21条第1項（2）に規定するとおり、一部の性能確認を簡略化することができます。
8	取引ガイド（案）	97, 673ページ	確認	低圧で需給調整市場に参加する場合、すべての蓄電池は逆潮流許可(JET認証等)を受けたものでなければならないという理解でよろしいでしょうか？需給調整市場に参加することでそういった制約が緩和されることはございますでしょうか？（というのもJET認証を取ってても、逆潮が許されなかったケースを過去聞いたためです）			受電電圧が低圧において需給調整市場へ参入する場合の要件は、取引規程第13条をご参照ください。 ご提示の蓄電池のような放電（発電）を行って需給調整市場へ参入する場合、発電量調整供給契約の締結が要件の1つとなりますが、需給調整市場へ参入することで連系制約が緩和されることはございません。JET認証等については、属地エリアの一般送配電事業者の発電量調整供給契約の担当部署へご確認をお願いいたします。なお、受電点での逆潮流がない需要リソースとして、蓄電池を用いて需要抑制のみによりΔkWを供出する場合は、発電量調整供給契約を締結する必要はございません。
9	取引ガイド（案）	29ページ	確認	低圧の場合リストパターンで集約することになるとと思いますが、特例計量器等であることをどのように表現すればよろしいでしょうか？具体的なフォーマットをご提示いただくことは可能ですか？また資料を見ると1分間隔の予測値を対象時刻の1時間前までに提出しなければならないと思いますが、リストパターンの機器数自体の変更も可能（取り消しも含む）でしょうか？（これらはすべてAPIで行わなければならないのでしょうか？GUIからも可能でしょうか？）			受電電圧が低圧において、機器点参入の場合を前提にご回答いたします。 事前審査において、需給調整市場システムに提出いただく各リスト・パターンファイルは、「需給調整市場各リスト・パターン等受領業務ビジネスプロトコル標準規格」に準拠したXMLファイルの提出が必要となり、当該XMLファイルの提出を持って特例計量器等であることを認識いたします（参入点が機器点、機器点特定番号が記載されていること等で認識可能となります）。つきましては、必要により、電力広域的運営推進機関で公表している各リスト・パターン入力支援ツールをご活用ください。 具体的な登録内容やフォーマットについては、取引ガイド103・104スライドをご参照ください。 約定後にリスト・パターン内のリソースの入れ替えは不可となります。他方、異なるリスト・パターンへの差替えは可能です。API・GUI双方で操作可能です。
10	取引ガイド（案）	76, 77, 320, 325ページ	確認	低圧、受電点、リスト・ボタンによる市場参入時は、発電BG（非調整BG（非調整電源を含んでよい））・発電計画電力計画を提出するとのことだが、入札・約定時には、対象リソース(電源)が所属する発電BGの発電販売計画の発電上限値の修正は不要である認識でよいか。		取引ガイド325の「単独発電機、発電機リスト・パターンまたはネガポジリスト・パターン（受電電圧が高圧以上で受電点参入する発電リソースまたはネガポジ型リソースを用いる場合に限ります）で約定した場合、」の括弧の但し書きが発電機リスト・パターンにもかかるのか念のため確認させて頂きたい。また、低圧リスト・パターン時の発電BGの計画修正が不要であるかを確認させて頂きたい。	広域機関システムへ提出する発電販売計画の発電上限値の修正は不要ですが、発電計画電力計画を適切に提出いただくようお願いいたします。
11	取引ガイド（案）	460ページ	確認	・派生パターンの申請に10営業日、派生パターンがアセスメントに適合し次回入札の基準パターンとして扱えるようになるまで約2か月（翌々月）の期間がかかるとの記載がございます。 ・初回入札で登録したマスタパターンの供出可能量を、派生パターンで許容される最大値の1.1倍（+10%）で拡大するためには最低でも1回あたり2-3ヶ月を要するという理解で正しいでしょうか。 （例えば1回の拡大に3か月かかるとすると、1年間（3ヶ月×4）で初回のマスタパターンから拡大できる最大値は1.1×1.1×1.1×1.1≒1.5倍程度　という理解で正しいでしょうか）		適切なリスト・パターン運用のために確認させていただきたい。	2点目で「初回入札で登録したマスタパターンの供出可能量」とありますが、「マスタパターン」でなく「基準パターン」を指す前提で回答いたします。 基準パターンをマスタパターン内のリソースを用いて供出可能量±10%以内の範囲でリソースを変更し派生パターンへの変更を申込み、その派生パターンが基準パターンとなったのちに、当該基準パターンをマスタパターン内のリソースを用いてさらなる派生パターンの変更申込みを行うイメージであれば、所要期間についてご認識のとおりです。 なお、供出可能量の±10%以内の範囲を超える変更を希望する場合は取引規程第21条第1項（1）に定める性能確認を行います。 また、マスタパターンの変更を希望する場合は取引規程第21条第2項に定める性能確認を行います。
12	取引ガイド（案）	460, 461ページ	確認	・上記質問では、派生パターン1つでリソース追加・削除を管理していく認識で期間の確認を行いました。1つの基準パターンで派生パターンを複数パターン作成し、管理することも可能という理解でよいか。（例えば、基準パターンが100（供出可能量）とすると、+10%以内で、3日後に103、6日後に106で派生パターンを細かく申請する） ・その場合、1つ目の派生パターンの変更申請の10営業日をまたず、2つ目の派生パターンを作成することは可能である理解でよいか。 ・また、それぞれの派生パターンで、約定後、アセスメント適合すると、1つ目の基準パターン、2つ目の基準パターンと扱うことが可能となる理解でよいか。 ・派生パターン・基準パターンを複数管理することが可能となることから、リスト・パターンの上限は499のため、上限に達しないためにリスト・パターンを削除することは可能か、各リスト・パターンの変更申請で実施するという認識でよいか。		・低圧リソースのリスト・パターン入札では、アグリサービスへの新規加入やリソースの通信途絶・使用停止等により、日々制御対象が変化する可能性があります。リソースの追加・入替にどれほど細かく対応可能かを確認させて頂きたい。 ・（3点目の回答） ご認識のとおりです。ただし、基準パターンとなったパターン番号において、アセスメントⅠ不適合に係るペナルティ料金ⅠまたはアセスメントⅡ不適合に係るペナルティ料金Ⅱが発生した場合は、提供期間が属する月の翌々月に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対して精算額通知書を通知した以降、派生パターンとして扱うこととなりますので、ご留意ください。 ・（4点目の回答） ご認識のとおり、リスト・パターンの削除は可能です。詳細は取引ガイド別紙業務フロー№10をご参照ください。	・（1・2点目の回答） 1つの基準パターンをもとに±10%以内の供出可能量変更であれば、マスタパターン内のリソースを用いて複数の派生パターンを申請いただくことは可能です。ただし、MMSの仕様上、同一系統コードにおける審査申請期間中は別の申請が実施できないことから、原則として複数の派生パターンを申請する場合はMMS上での申請を一括で実施いただくようお願いいたします。事前審査の詳細な取扱いについては属地エリアの一般送配電事業者へご確認ください。
13	取引ガイド（案）	460ページ	確認	派生パターンについて基準パターンを基準に供出可能量±10%以内の範囲でリソース変更可能とのことだが、この際の供出可能量の設定については事業者の定める算定方法で問題ないか。		派生パターンで登録できるリソース台数把握と、適切なリストパターン運用のために確認させていただきたい。	基準パターンの供出可能量±10%以内の範囲であれば、派生パターンにおける供出可能量は取引会員の任意で設定いただけます。
14	取引ガイド（案）	88ページ	意見	特例計量器等の故障や通信不具合などにより30分値が正しく計量できない場合、一般送配電事業者は受電点事業者へ欠測を補完するデータの提出を依頼され、定める期日までに補完データの提出が無い場合、当該欠測コマの機器点電力量を均等配分補正し機器点電力量を算定される、と理解しております。 一般送配電事業者　公開の「特定計量制度および特定計量システムのご利用に伴うご説明資料」において、“当社が定める期日までに補完データの提出が無い場合、当社は当該欠測コマの機器点電力量を24時間フラットプロファイリングにより均等配分補正し機器点電力量を算定します。”との記載があります。 均等配分補正は、需給調整市場の落札時間帯以外での機器点電力量も対象として算定されるのでしょうか。落札時間帯を対象に機器点電力量を算定頂く事が妥当と考えます。			均等配分補正は、需給調整市場の約定の有無にかかわらず、欠測期間の電力量を欠測期間における30分ごとの電力量として均等に配分いたします。これは、欠測発生の責任の所在を調整コマ（調整電力量料金）・非調整コマ（インバランス料金）のどちらか一方に片寄せすることが妥当ではないと考えるためです。
15	取引ガイド（案）	88ページ	確認	低圧　機器個別　一次調整力　の蓄電池設備において、蓄電池設備からの放電が受電点において順潮流および逆潮流が両方発生するケースは、発電機リスト・パターン　またはネガポジリスト・パターン　いずれのリソース形態となるのでしょうか。			機器点のリソースである蓄電池設備において放電のみで需給調整市場へ参入する前提で回答いたします。 上記の場合、受電点での潮流方向によらず、発電機リスト・パターンを選択いただくこととなります。 なお、上記に関わらず、リソース形態は参入点における供出方法にて判断いただくこととなります。